

施策評価表(平成21年度実績評価と平成23年度方針)

作成日	平成 22 年 9 月 1 日
-----	-----------------

施策No.	04	施策名	緑を基本とした景観の保全	21年度 施策位置付け	<input type="checkbox"/> 重点施策 <input checked="" type="checkbox"/> それ以外
施策統括課名	環境政策課	施策統括課長名	林 幸雄		
施策関連課名					

1. 施策の目的と成果実績

施策の目的 「対象」	対象指標名	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
優れた環境(緑地等の自然物)	樹林地、緑地保全地域及び森の広場の合計面積(生産緑地を除く)	ヘクタール	15.52	15.52	15.52

施策の目的 「意図」	成果指標	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
将来に受け継がれる	市民が残したい環境(景観)が保全されていると感じている市民の割合	%	69.2 (20年度調査)	70.6 (21年度調査)	70.6 (21年度調査)
成果指標設定の考え方	緑を基本とした景観が保全されていると感じている市民の割合				

成果指標の把握方法(引用資料、算定式など)	平成21年度実績は、平成20年度施策成果アンケート調査結果を活用した。 平成20年度実績は、施策成果アンケート調査設問「緑を基本とした景観が保全されていると感じている」に、「そう思う:18.3%」「どちらかといえばそう思う:52.3%」と回答した合計を指標数値とした。 平成19年度実績は、施策成果アンケート調査設問「緑を基本とした景観が保全されていると感じている」に、「そう思う:20.0%」「どちらかといえばそう思う:49.2%」と回答した合計を指標数値とした。
-----------------------	---

施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担	市民の役割 残すべき「緑を基本とした都市景観のあり方」について積極的に行政と共に考え、景観の保全に行動する。	行政の役割 市民と共に「緑を基本とした景観のあり方」を考え、景観の保全へ向けた計画を立て実行する。
-------------------------	---	--

2. 施策成果の評価

施策成果の水準評価	<p><施策の成果水準評価></p> <p><input type="checkbox"/> 21年度目標を上回る実績だった</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 21年度目標通りの実績だった</p> <p><input type="checkbox"/> 21年度目標を達成出来なかった</p> <p>根拠： 東京都と区市町村との緑確保の総合的な方針策定に向けて、都民からの意見募集が行われるなど会議もスケジュールどおり進んだ。施策としては、大きな進捗はなかったものの、市民が残したい環境(景観)が保全されていると感じている市民の割合が7割を超えていることから、目標としての成果実績は上げられた。</p>	<p>①近隣との比較 清瀬市では近年「緑の公募債」を発行するなど自然景観の保全に取り組んでいる。その他の多摩六都広域行政圏各市では目立った取り組みはないものの、既存の緑の保全を図っている。</p> <p>②時系列比較 市としては、保存樹木の指定など保全の施策を行っているものの、宅地開発等により緑は減少を続けている。したがって、宅地開発条例により一定の保全に努めている。</p> <p>③市民期待水準との比較 保全地域の指定、森の広場の拡大による森林等の自然環境を守る意識は市民にもある。そして、これからも緑を増やすべきとのニーズは高い。</p>	<p>貢献度の「高い」事務事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木等保護支援事業 ・緑確保の総合的な方針策定に関する会議参画事業 ・樹林地管理事業 ・緑地保全地域植生管理事業 ・森の広場管理事業 ・野火止水水保全対策協議会参画事業 	<p>貢献度の「低い」事務事業名</p> <p>なし</p>
-----------	---	---	---	--------------------------------

3. 施策コストの実績と評価

施策トータルコスト	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	①時系列比較 森の広場、緑地保全地域の植生や保存樹木等への助成はさほどの変化はない。 ②近隣との比較 大きな差はない。 ③納税者期待との比較 一部の市民には、緑の保全への意識が高いものがあるが、大多数の市民は緑を守るために税金を負担しているという認識は薄い。清瀬市のような緑の公募債のように目的を明確に示すことで意識向上に繋がることも考えられる。 <施策事業費の中で上位1/3を占める事務事業名> ・森の広場管理事業(66.2%)
①本施策を構成する事務事業の数	本数	6	6	6	
②事業費(本施策を構成する全事務事業の事業費合計)	千円	35,942	32,073	32,399	
③人件費(本施策を構成する全事務事業の人件費合計)	千円	2,788	2,881	2,941	
④トータルコスト(②+③)	千円	38,730	34,954	35,340	
効率性指標	円				
対象(受益者)1単位あたりもしくは市民1人あたりの施策の					
⑤事業費(定義式: ② / 市域の緑地等の面積(㉒))	円	2,315,851	2,066,559	2,087,564	
同	円	179,639	185,631	189,497	
⑥人件費(定義式: ③ / 市域の緑地等の面積(㉒))	円	2,495,490	2,252,190	2,277,061	
同	円				
⑦トータルコスト(定義式: ④ / 市域の緑地等の面積(㉒))	円				

4. 施策の方針設定に際しての前提条件

施策の成果向上における市の関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 市の関与の強化 <input checked="" type="checkbox"/> 市の関与の現状維持 <input type="checkbox"/> 市の関与の軽減 * 行政と市民の役割分担含む 説明： 規制はないものの、市の役割、市の所有する土地などの資源から見ると自主裁量余地は小さい。一方で現状の緑が守られていることは、土地所有者と合意形成の上で市が借地するなどしてきたことによるものも大きい。 また、みどりの基金の用途についての検討も行う時期に来ている。相続をきっかけに土地が転売され、結果として開発されてしまう現状がある。平成18年度においては、相続により宅地開発が見込まれていた「南沢森の広場」を基金の活用によって、公有地化することができた。 今後においても全てを基金で対応することは難しいが、緑確保の総合的な方針で確保候補地とした森の広場を中心に残すべき緑を設定するなど、計画的に公有地化を推進する必要がある。	<input checked="" type="checkbox"/> 対象の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 対象の減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 施策事業費の増減なし 説明： ・昨今、環境への関心の高まりが強まる方向にあり、市民の緑の減少を止めるあるいは増やすべきという要望が強い。そのため、市は更なる施策への投資が必要になることも想定される。 ・緑の基金の活用の一例として、平成18年度においては、17年度から借上げていた南沢森の広場(1,639㎡)を市が購入している。 ・また、黒目川上流域で整備計画のある河川に面した良好な雑木林(1,912㎡)を地権者より借上げ、柳窪けやき森の広場として整備を図った。 ・平成22年度には、柳窪の黒目川上流域整備計画に伴う河川沿いの樹林地の一部を購入する予定であり、今後も必要な樹林地の購入を行っていく必要がある。	<コスト削減不可事務事業名> (市の裁量ではコストを削減できない事務事業) なし。 平成21年度実績 0 円 (0 %) コスト削減不可事務事業費の金額(比率) * 市条例は含まず 平成21年度実績 32,399,000 円 (100 %) 市の裁量でコストを削減できる事業費の金額(比率)
	施策コスト(事業費)の成り行き予測	施策コスト削減における市の裁量余地	

5. 全庁評価会議で示された施策の方向等

施策の方向性(優先施策の選定)	23年度の施策位置づけ : 優先施策 <input type="checkbox"/> それ以外 <input checked="" type="checkbox"/> 【主な意見】 ・緑の確保について、基金にも限りがあり、公有地化には限界がある。 ・計画的な公有地化の推進のためには、市民によるトラスト活動等、意識醸成も有効と考える。
	要検討課題 ①緑の基本計画について ・現行計画の計画期間は平成10年度～24年度である。検討は、平成23年度から2箇年を予定している。 ②みどりの基金について ・基金の用途についての方針を検討する時期にきている。 ・取得の機会が到来した際、速やかに基金を活用できるように、用途の方向性を整理していく。 ③緑の確保について ・東京都等と連携して、用地購入以外の方策も検討していく。

6. 平成23年度に向けた施策方針

施策をめぐり環境・状況の変化(予測)	<国・都の方針並びに関係法規等の変化> ・東京都の指定する歴史環境・緑地保全地域が市内に8箇所あるが、全てを公有地化しているわけではない。 ・東京都としては全てを公有地化する計画ではあるものの、財政事情により十分な対応が図られていない。 ・また、近隣市も同様であるが、新たな歴史環境・緑地保全地域の拡大、追加指定も行われていない状況である。 ・東京都では、平成18年3月に公表した「都市計画公園・緑地の整備方針」と車の両輪となる、今ある緑(既存の緑)についての確保の方針を都区市町村合同で策定し、平成22年5月に公表した。 ・この方針を踏まえ、8月には「緑確保の総合的な方針推進委員会」を設置し、具体的な施策の実施に向けた検討を引き続き行っていく。	成果とコストに関する方針 説明： ・一度失った緑を回復することは容易ではない。市ではまちづくり「水と緑とふれあいのまち」を標榜しており、将来に良い自然環境を継承していくためにも現状の緑を保全すべきと考える。よって、コスト、成果については今後も「維持」を継続すべきである。 ・一方、市が積極的に買取する必要があると判断した緑などについては、「みどりの基金」等を活用してコストを増加させ、成果を向上させる選択も必要である。	<取り組むべき課題> * 5.全庁評価会議で示された施策の方向等の「要検討課題」を受けて ①緑の基本計画について ・平成24年度までの現行計画期間内で取り組める事項は着実に実施していくとともに、次期基本計画の策定に向けた準備をしていく必要がある。なお、「湧水・清流保全都市宣言(仮称)」の発表について検討中である。 ②みどりの基金について ・既存の緑の具体的な確保のために活用できる財源は、「みどりの基金」や東京都などの補助である。取得の機会が到来した際、速やかに基金を活用できる必要がある。 ③緑の確保について ・今ある緑を保全し、確保していくことへの取組みは、確保のための制度、仕組み、財源、税制、地域の理解など、多くの課題が山積し、緑を創出していく取組みに比べ、遅れているのが現状である。こうした現状に対し、一歩でも議論・検討を重ね、取組みをしていかなければならないが、そのためには緑の保全に対する市の考え方を整理する。
	<市の状況、市民ニーズの変化> ・施策アンケート調査では、市民が残したい環境(景観)が保全されていると感じている市民が増加傾向にある。 ・今後もますます緑への関心は高まるものと思われる。 ・市域全体において宅地開発等が増加していると思われる。一定以上の面積を開発する場合、開発区域内に緑を残すよう条例により規制し、最低限の緑を確保しているものの、大きくまとった形で残すことが難しい状況となっている。 ・黒目川上流域Aゾーンの新青梅街道から越後橋間の貴重な樹林について、平成22年度から「緑の基金」を有効に活用して市で買取をしていくこととしており、来年度以降も引き続き買取をして、緑環境を保全していく。		<対応方向> ①緑の基本計画について ・平成20年に環境審議会から見直しに当たっての答申を受けており、それを踏まえて次期計画の策定をしていく予定である。具体的には、環境審議会への諮問及び市民環境会議への検討協力依頼をしていく。 ②みどりの基金について ・「みどりの基金」の処分の考え方をとりまとめるとともに、緑の基金への市民・事業者寄付の呼びかけを含め、多角的な視野に立った財源確保が必要である。 ③緑の確保について ・今ある緑(既存の緑)についての確保を図るため、保全箇所等の水準リストは東京都及び市区町村が合同で策定した緑確保の総合的な方針に沿った考え方の整理をした。将来にわたって今ある緑(既存の緑)についての確保を図るためには、緑確保の総合的な方針を踏まえ、具体的な確保策としての都の補助が拡充されるよう要望していくとともに、東京都等と連携して、用地購入以外の方策も検討していく必要がある。